

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第2区分

【発行日】平成19年9月13日(2007.9.13)

【公表番号】特表2007-505359(P2007-505359A)

【公表日】平成19年3月8日(2007.3.8)

【年通号数】公開・登録公報2007-009

【出願番号】特願2006-526317(P2006-526317)

【国際特許分類】

G 02 B	5/04	(2006.01)
G 02 B	5/122	(2006.01)
G 02 B	1/04	(2006.01)
G 02 B	1/10	(2006.01)
G 02 F	1/1335	(2006.01)

【F I】

G 02 B	5/04	A
G 02 B	5/122	
G 02 B	1/04	
G 02 B	1/10	Z
G 02 F	1/1335	

【手続補正書】

【提出日】平成19年7月12日(2007.7.12)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

微細構造化表面と、シリカ、ジルコニア、またはそれらの混合物よりなる複数の表面改質コロイドナノ粒子と、を有する重合光学フィルム構造体、を含む、耐久性光学フィルム。

【請求項2】

前記重合光学フィルム構造体が、第1の表面に沿って延在する複数の稜を有する、請求項1に記載の耐久性光学フィルム。

【請求項3】

前記複数の表面改質コロイドナノ粒子が、1nm超かつ100nm未満の粒度を有することを特徴とする、請求項1に記載の耐久性光学フィルム。

【請求項4】

前記ナノ粒子が、チタニア、酸化アンチモン、アルミナ、酸化スズ、それらの混合金属酸化物、またはそれらの混合物をさらに含む、請求項1に記載の耐久性光学フィルム。

【請求項5】

前記シリカの粒度が5~75nmである、請求項1に記載の耐久性光学フィルム。

【請求項6】

前記シリカの粒度が10~30nmである、請求項1に記載の耐久性光学フィルム。

【請求項7】

前記ジルコニアの粒度が5~50nmである、請求項1に記載の耐久性光学フィルム。

【請求項8】

前記ジルコニアの粒度が5~15nmである、請求項1に記載の耐久性光学フィルム。

【請求項 9】

前記チタニア混合金属酸化物の粒度が5～50nmである、請求項4に記載の耐久性光学フィルム。

【請求項 10】

前記チタニア混合金属酸化物の粒度が5～15nmである、請求項4に記載の耐久性光学フィルム。